

環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十九号）の施行に伴い、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十九号）の施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日）から適用する。

平成 年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十三号口中「第六号へ」を「第七号へ」に改め、同号を第十四号とする。

第十二号中「第六号口」を「第七号口」に改め、「第七号八」を「第八号八」に改め、同号を第十号とする。

第十一号中「第八号イ」を「第九号イ」に改め、同号を第十二号とする。

第十号中「第七号イ」を「第八号イ」に改め、同号を第十一号とする。

第九号中「第六号イ」を「第七号イ」に改め、同号を第十号とする。

第八号イ中「第六号口」を「第七号口」に改め、同号口中「第六号八」を「第七号八」に改め、同号ト中「第六号へ」を「第七号へ」に改め、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とする。

第五号中「第二号イ」を「第三号イ」に改め、同号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げる。

第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。

）第四条の二第二号口の規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法とする。